平成27年第3回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の 議 案	計	報告
4件	6件	3件	13件	4件

1 予 算 案

- (1) 平成27年度広島市一般会計補正予算(第1号)
- (2) 平成27年度広島市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- (3) 平成27年度広島市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- (4) 平成27年度広島市開発事業特別会計補正予算(第1号)

2 条 例 案

(1) 広島市区の設置等に関する条例 及び広島市水道事業の設置等に 関する条例の一部改正について (企画総務局ほか) 町の区域の設定に伴うもの

佐伯区の区域等の表示に石内東一丁目、 石内東二丁目、石内東三丁目及び石内東 四丁目を追加する。

施行期日 平成27年8月3日

(2) 市長等の給与の特例に関する条 例の制定について (企画総務局) 市長等の給料の額を減額するもの

給料月額の5%の減額(平成31年3月 分まで)

施行期日 平成27年7月1日

(3) 広島市市税条例等の一部改正について(財政局)

地方税法の改正に伴うもの

(主な改正内容)

- 1 個人の市民税
 - (1) 住宅ローン控除について、消費税率10%への引上げ時期の変更に伴い、平成29年12月31日までとされている入居の期限を平成31年6月30日まで延長する。
 - (2) ふるさと納税について、確定申告をしなくても控除を受けられる仕組みを利用した場合に所得税控除分相当額を控除する措置を平成28年度分から適用する。

施行期日 公布の日

2 固定資産税

(1) 据置年度において地価が下落している場合に価格の下落修正をする特例措置を、平成28年度及び平成29年度においても継続する。

(2) 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域において、認定事業者が新たに取得した公共施設等に係る特例措置を延長し、固定資産税の課税標準について、価格に5分の3を乗じて得た額とする。

(3) 高齢者の居住の安定確保に関する 法律に規定するサービス付き高齢 者向け住宅の登録を受けた一定の 貸家住宅のうち新築されたものに 係る減額措置を延長し、固定資産 税の税額を3分の1に減額する。

施行期日 公布の日

3 軽自動車税

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車について、一定の環境性能を有するものに係る平成28年度分の税率を次のとおりとする特例措置を講ずる。

(1) 乗用のもの

			特例税率(年額)			
区	分	本則税率(年額)	平成32年度燃費 基準達成車	平成32年度燃費 基準+20%達成車	電気自動車等	
3輪のも	の	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
4輪以上	営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円	
のもの	自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円	

(2) 貨物用のもの

			特例税率(年額)			
区	分	本則税率(年額)	平成27年度燃費 基準+15%達成車	平成27年度燃費 基準+35%達成車	電気自動車等	
3輪のも	の	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
4輪以上	営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円	
のもの	自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円	

施行期日 公布の日

4 市たばこ税

旧3級品の紙巻たばこに係る市たばこ 税の特例税率を廃止し、平成28年4 月1日から平成31年4月1日までに、 税率を段階的に引き上げる。

	税 率 (1,000本当たり)				
現	行	平成28年 4月1日から	平成29年 4月1日から	平成30年 4月1日から	平成31年 4月1日から
2, 4	95円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円

施行期日 平成28年4月1日

(4) 広島市保育園条例の一部改正について(こども未来局)

大町第二保育園の園舎の耐震改修に伴い、 仮園舎へ移転するもの

位置の変更

現	行	安佐南区大町西二丁目
改	正	安佐南区古市二丁目

施行期日 平成27年7月20日

(5) 広島圏都市計画(広島平和記念 都市建設計画)地区計画の区域 内における建築物の制限に関す る条例の一部改正について (都市整備局)

(主な改正内容)

1 建築基準法の改正に準じ、容積率の 算定における延べ面積に建築物の地 階で老人ホーム等の用途に供する部 分の床面積を算入しないこととする 特例を追加するもの

施行期日 公布の日

2 地区計画の変更に伴い、建築物の用途の制限等を改めるもの

(変更地区)

西風新都アカデミック・リサーチ パーク地区(安佐南区)ほか3地 区

施行期日 公布の日

(6) 広島市市営住宅等条例の一部改正について(都市整備局)

(主な改正内容)

1 市営住宅及び市営住宅等附設駐車場を廃止するもの

名 称	位置
白島ブロック住宅	中区白島中町
吉島ブロック住宅	中区吉島新町一丁目
吉島アパート	中区吉島新町一丁目
営の裏住宅	安佐南区祇園六丁目
吉島ブロック住宅附設駐車場	中区吉島新町一丁目
吉島アパート附設駐車場	中区吉島新町一丁目

施行期日 平成27年7月1日 ただし、白島ブロック住宅 及び宮の裏住宅については 公布の日

2 市営住宅等附設駐車場を新設するも の

名 称	位置
南観音南アパート附	設駐車場 西区観音新町三丁目

施行期日 公布の日から起算して4か 月を超えない範囲内におい て規則で定める日

- 3 その他の議案
 - (1) 訴えの提起について (財政局)

元宇品町財産区の所有地を権原なく占有し ている者に対し、不当利得の返還等を求め るもの

- 1 被告 觀音寺
- 2 請求の趣旨

土地の賃料相当額に係る不当利得 の返還及び利息の支払

(2) 市道の路線の廃止について (道路交通局)

安佐南4区171号線ほか4路線

(3) 市道の路線の認定について 東3区280号線ほか46路線 (道路交通局)

4 報告

いて (市民局ほか)

(1) 繰越明許費の繰越しの報告につ 一般会計、中央卸売市場事業特別会計、駐 車場事業特別会計

(2) 予算繰越しの報告について 水道事業会計、下水道事業会計 (水道局ほか)

(3) 専決処分の報告について (道路交通局)

道路の管理報疵による損害賠償額の決定 3件 4万1, 403円

(市民局ほか)

(4) 法人の経営状況報告について 公益財団法人広島市文化財団ほか13件

[追加提出予定案件]

(1) 副市長の選任の同意について 任期満了及び退職によるもの (企画総務局)